

引っ越しの際は忘れずに！

# 転出・転入 手続きガイド

春は転勤や就職、進学の際です。引っ越しにともなう手続きをお忘れなく。

南部町から

## 転出 するときは

- 手続きの際、本人確認書類、印鑑を必ずご持参ください。
- その他、詳しい内容は各担当課へお問い合わせください。

手続き内容	南部町での手続き	担当課
<input type="checkbox"/> 転出届	印鑑と本人確認ができるもの(免許証など)をお持ちの上、手続きをしてください。転入先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお返しください。	町民生活課
<input type="checkbox"/> 子ども手当	印鑑をお持ちの上、子ども手当消滅届の手続きをしてください。	法勝寺庁舎 ☎66-3114
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	保険証をお返しください。	または天萬庁舎 ☎64-3781
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	保険証をお返しください。負担区分等証明書(県内は不要)の交付を受けてください。	
<input type="checkbox"/> 特別医療	受給資格証をお返しください。	福祉事務所(健康管理センターすこやか)
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	児童扶養手当住所変更届の手続きをしてください。	☎66-5522
<input type="checkbox"/> 介護保険	認定を受けている人・・・受給資格証明書の交付を受け、介護保険証をお返しください。 ----- 認定を受けていない人(65歳以上)・・・資格証明書の交付を受けてください。	健康福祉課(健康管理センターすこやか) ☎66-5524

### 国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく

就職や退職などによって、国民健康保険へ加入・脱退する場合は、必ず手続きをしてください。

国民健康保険の加入手続きは、健康保険の被保険者資格を喪失してから14日以内に行う必要があります。退職すると、任意継続の手続きをされない場合、自動的に健康保険の被保険者の資格を失います。このため、国民健康保険への加入手続きをされないと、医療給付が全額自己負担となってしまいます。

国民健康保険の加入は、健康保険を喪失した月からです。加入した月から保険税がかかりますので、届出が遅れるとさかのぼって保険税を納めることになります。

#### <就職したとき>

職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退の手続きを行ってください。

※印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証をお持ちください。

#### <退職したとき>

退職して職場の健康保険をやめたときは、14日以内に加入手続きを行ってください。

※印鑑、健康保険の資格喪失証明書、ご家族で国民健康保険に加入している人がいる場合は、国民健康保険証、年金証書(65歳未満で年金を受給している方)をお持ちください。